

認定事例

(災害補償課)

腰椎骨折により第1腰椎に圧潰変形が残存した事案 (障害等級第11級第7号)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員 事案発生当時47歳、治ゆ時48歳 会社員

2 災害発生日

平成27年5月10日

3 災害発生状況

建物火災のため自家用車で自宅から火災現場に向かっていたところ、他者の自動車左側面に衝突(自賠償の適用)

4 傷病名

第1腰椎骨折、胸骨骨折、頸部捻挫、外傷性頸部症候群他

5 治療経過

平成27年5月10日

病院に入院、保存的に外固定

平成27年5月27日

病院を退院し、以後通院

平成28年1月5日

治ゆ

6 残存する障害

(1) 自賠償後遺障害診断書(平成28年1月25日)

自覚症状：腰痛

他覚症状：XP、CT上、上記骨折の骨ゆ合は完成、第1腰椎の圧潰変形が残存
第1腰椎の楔状角は症状固定時14.1°、初診時5.6°

前方椎体圧縮率は17.4%、

中央 〃 は16.9%、

後方 〃 は0.1%の変形が残存

胸腰椎部 前屈 30度 後屈 10度

(側屈) 右屈 40度 左屈 40度

(回旋) 右回旋 40度 左回旋 40度

常時コルセット装用の必要性 無

(2) 自賠償の後遺障害等級認定票(平成28年1月28日)

変形障害第11級「せき柱に変形を残すもの」に該当するものと判断。

第1腰椎圧迫骨折後のせき柱の障害については、胸腰椎部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されていないことから、運動障害としての評価は困難だが、画像上、第1腰椎圧迫骨折が認められることから、前記等級に該当するものと判断。なお、腰痛については、前記障害と通常派生する関係にある障害と捉えられることから、前記等級に含めての評価となる。

【説明】

本件について、自賠償後遺障害診断書で担当医から残存障害の可能性を指摘されているのは、せき柱のうち胸腰椎の変形障害(障害等級の決定について(昭和51年12月17日付け消防消第152号、消防基金常務理事あて消防庁消防課長通知。以下「障害通知」という。)の系列区分16)及び運動障害(同16)並びに神経系統の障害(同13)である。

まず、せき柱の変形障害については、障害通知において、次のいずれかに該当するとき、障害等級第11級第7号「せき柱に変形を残すもの」と評価することとされている。

① エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等が確認できるもの

② せき椎固定術が行われたもの(移植した骨がいずれかのせき椎に吸収されたものを除く。)

③ 3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

認定事例

本件の場合、医学的知見により、治ゆ時のレントゲン画像上、第1腰椎の圧迫骨折が確認されており、①の要件を満たしているため、障害等級第11級第7号に該当するものとする。

第二に、せき柱の運動障害については、障害通知において、主要運動（前屈及び後屈）の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限されているとき、障害等級第8級第2号「せき柱に運動障害を残すもの」と評価することとされている。また、これが2分の1をわずかに（5度）上回っている場合、参考運動（側屈又は回旋）の運動可能領域が参考可動域の2分の1以下に制限されているときは、運動障害と評価することとされている。

本件の場合、前屈及び後屈における運動可能領域の40度（前屈30度＋後屈10度）は、参考可動域の75度（前屈45度＋後屈30度）の2分の1である37.5度をわずかに上回っている。しかし、側屈における運動可能領域の80度（右屈40度＋左屈40度）は、参考可動域の100度（右屈50度＋左屈50度）の2分の1以下ではなく、

また、回旋における運動可能領域の80度（右回旋40度＋左回旋40度）は、参考可動域の80度（右回旋40度＋左回旋40度）の2分の1以下ではない。したがって、運動障害としては評価しない。

第三に、本件の腰痛を神経系統の障害として評価するかどうかである。障害通知では、1の障害に他の障害が通常派生する関係にあると認められる場合にあっては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うこととされている。本件腰痛の場合、医学的知見から、障害等級第12級又は第14級に相当するようであるが、より重い障害であるせき柱の変形から派生しているものと考えられる。したがって、変形障害の等級に含めて評価することとなる。

以上のことから、障害等級第11級第7号に該当するものと判断したものである。

なお、自賠償の適用がある事案での障害等級の評価では、自賠償の判断とそごがないよう、本件のように、自賠償の後遺障害等級認定後に評価しているところである。